

議 案 第 20 号

松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよ
うに定める。

令和元年9月2日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

個人番号及び特定個人情報の利用に係る一部の事務について、対象となる規則名称に変更が生じるため。

松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年松戸市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1の9の項中「障害者及び付添人交通費支給規則（昭和47年松戸市規則第15号）」を「松戸市障害者施設等通所交通費助成規則（平成31年松戸市規則第22号）」に、「の支給」を「の助成」に改める。

別表第2の9の項中「障害者及び付添人交通費支給規則」を「松戸市障害者施設等通所交通費助成規則」に、「の支給」を「の助成」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。